

役員等報酬規程

(平成29年7月1日 改定施行)

社会福祉法人かがやけ福社会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かがやけ福祉会（以下法人という）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員の報酬等について定める。

(理事会及び評議員会の出席)

第2条 理事、監事、評議員が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により、報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬等)

第3条 常勤理事長の俸給は、月額325,000円とし、月額通勤手当10,000円と合わせ合計335,000円を、職員給与の支給日に準じて、毎月22日に支払うものとする。

2. 理事長以外の理事が、理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたったときは、別表2により、報酬およびかかった経費の実費を、支払う事ができる。

3. 評議員が評議員会出席以外で施設運営のために、その業務にあたった場合も同様とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び施設の運営状況を指導、または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及びかかった経費の実費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員会の委員が、当委員会に出席したときは、別表1により、報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(出張旅費および日当)

第6条 理事、監事および評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費および日当を支給することができる。

(1) 旅費および宿泊費は、実費を支給する。

(2) 旅費等は原則として、出張終了後支払うことになるが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する理事、評議員は、この規程は適用しない。

ただし、施設の職員が、常務理事を兼任し、常務理事の業務を行う場合は、常務理事手当として、月額30,000円を、職員給与の支給日に準じて、毎月22日に支払うものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正の必要が生じた場合は、理事会の議決をうけて行なう。

付 則

- 1、 この規程は、平成22年10月19日より適用する。
- 2、 この規程は、平成23年11月27日より改定する。
- 3、 この規程は、平成24年4月1日より改定する。
- 4、 この規程は、平成25年1月1日より改定する。
- 5、 この規程は、平成29年4月1日より改定する。
ただし、第5条の規定については、平成29年2月5日から施行する。
- 6、 この規程は、平成29年7月1日より改定する。

別表 1 (理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席時における報酬) (税込)

名 称	報 酬	実費弁済額
理事会出席 報酬等	5, 0 0 0 円	交通費実費
評議員会出席報酬等	5, 0 0 0 円	交通費実費
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	5, 0 0 0 円	交通費実費

別表 2 (理事・監事及び評議員の報酬) (税込)

名 称	報 酬	実費弁済額
常勤理事長	月 額 俸 給 3 2 5, 0 0 0 円	実費
	月 額 通 勤 手 当 1 0, 0 0 0 円	
理事及び評議員業務報酬等	時 給 2, 0 0 0 円	実費
監事監査指導報酬等	2 5, 0 0 0 円	実費

別表 3 (出張旅費および日当)

旅費	宿泊費	日当 (食事代を含む)
実費	実費	3, 0 0 0 円